

看護師等の届出制度

看護師等（保健師・助産師・看護師及び准看護師）の人材確保の強化を目的として「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が一部改正され、看護師等の離職時等におけるナースセンターへの届出制度が2015年10月1日から始まりました。

新潟県ナースセンターでは、届けられた方のニーズに合わせ、講習会やガイダンス、就職相談会等の企画実施や求人情報の提供など復職に向けた支援を行います。

「直ぐに就業しない」、「復職するかどうか未定」、「復職しないと思う」という方も届出の対象になりますが、その意思は尊重されます。

働きたいと思った時に復職できるようきめ細やかに支援を行います。

1 届出の対象者となる場合

① 病院等を離職した場合

（病院等とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び訪問看護事業を行う事業所）

② 看護師等の業務に従事しなくなった場合

例）社会福祉施設や事業所で保助看法の業に従事していたものが離職する場合等

③ 看護師等の免許取得後、直ちに就業しない場合（進学する場合も含む）

④ 平成27年10月1日において保助看法の業に従事していない場合

例）国・県の行政職、教育機関、教員、研究員などに従事している場合等

⑤ 平成27年10月1日において離職している場合

※ 就業中でも届出を行うことは可能です。



2 届出先と届出の項目

- ・届出先 新潟県ナースセンター
- ・届出事項
 - ①氏名、生年月日及び住所
 - ②電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
 - ③看護師等の取得免許の登録番号及び登録年月日
 - ④就業に関する状況など

3 届け出る方法

◆インターネット経由で届出する方法を原則とします。

- ・個人で届け出る場合は、看護師等の届出サイト「とどけるん」から登録します。
（スマホからの登録も可能）
- ・施設が代行して届け出る場合は、「eナースセンター」から登録します。
- ・インターネットが利用できる環境にない方は、書面による届出も可能です。

< 既にeナースセンターへ登録を行っている方が「とどけるん」へ登録を行う方法 >

既にeナースセンターへ登録を行っている方が「とどけるん」へ登録を行う方法

本人の届出に関するeナースセンター「とどけるん」との連携は、一部準備中のため10月1日から当面の間、以下のように登録をお願いいたします。

現在、eナースセンターに登録している看護職の方も、届出を行う必要があります。

- ①「とどけるん」のサイトから新規登録を行います。
- ②届出登録の際に、「eナースセンターへの登録を希望しますか」の項目において、「1. 希望する」を選択してください。
(eナースセンターに登録してあるIDやパスワード、共通項目等が「とどけるん」に登録した情報に反映されます。)

※注意事項

変更事項がある場合は、「とどけるん」で変更を行ってください。

eナースセンターから、登録情報を変更しても「とどけるん」には反映されません。

看護師等の届出サイト「とどけるん」

<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>



eナースセンター

<https://www.nurse-center.net/nccs/>

- ❁ ご不明な点は、新潟県ナースセンターまでお問い合わせください。
- ❁ ご要望があれば、新潟県ナースセンター職員が説明に伺います。

問い合わせ先

〒951-8133 新潟市中央区川岸町2丁目11番地
公益社団法人新潟県看護協会 新潟県ナースセンター
TEL : 025-233-6011 FAX : 025-265-4188
担当 大田

E-mail : n-todoke@niigata-kango.com

